

総 務 区 民 委 員 会 会 議 録

1 開会年月日

令和7年3月5日（水）

2 開会場所

第一委員会室

3 出席議員（9名）

委員長	高山泰三
副委員長	金子てるよし
理事	石沢のりゆき
理事	田中香澄
理事	田中としかね
理事	上田ゆきこ
委員	松平雄一郎
委員	山田ひろこ
委員	海津敦子

4 欠席委員

なし

5 委員外議員

議長	白石英行
----	------

6 出席説明員

成澤廣修	区長
佐藤正子	副区長
加藤裕一	副区長
丹羽恵玲奈	教育長
新名幸男	企画政策部長
竹田弘一	総務部長
横山尚人	企画課長
岡村健介	政策研究担当課長
進憲司	財政課長

日比谷 光 輝 広報課長

武 藤 充 輝 総務課長

畑 中 貴 史 職員課長

7 事務局職員

事務局長 佐久間 康 一

議事調査主査 下 笠 由美子

係 員 眞 鍋 由起子

8 本日の付議事件

(1) 付託議案審査

- 1) 議案第78号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
- 2) 議案第79号 職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例等の一部を改正する
条例

(2) 理事者報告

- 1) 子の看護休暇等の改正等について

(3) その他

午後 2時33分 開会

○高山委員長 それでは、総務区民委員会を開会いたします。

委員等の出席状況です。

委員は、全員出席いただいております。理事者につきましては、関係理事者に御出席をいただいております。

○高山委員長 続いて、理事会についてです。

理事会については、必要に応じて、協議して開催したいと思います。よろしいでしょうか。

（「はい」と言う人あり）

○高山委員長 本日の委員会運営についてです。

付託議案審査が2件。

付託議案審査に関連する項目については、その議案審査の際に理事者報告を受けることと

します。

続いて、理事者報告が1件、その他、本会議での委員会報告について、委員会記録について、閉会、以上の運びにより、本日の委員会を運営したいのですが、よろしいでしょうか。

（「はい」と言う人あり）

○高山委員長 各委員及び理事者の皆様には、質問、答弁など簡潔明瞭をお願いいたします。

○高山委員長 それでは、付託議案審査2件に入ります。

議案第78号、職員の給与に関する条例の一部を改正する条例です。

それでは、議案第78号の提案理由の御説明をお願いします。

竹田総務部長。

○竹田総務部長 ただいま議題とされました、議案第78号、職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について、提案理由の御説明を申し上げます。

委員会資料第1号を御覧ください。

国の給与制度との均衡を踏まえ、高年齢職員の能力及び経験の活用を図るため、支給要件を満たす定年前再任用短時間勤務職員及び暫定再任用職員に対して、新たに住居手当を支給するものでございます。

支給額は、月額8,300円でございます。

本条例の施行期日は、令和7年4月1日でございます。

以上、御説明いたしました原案につきまして、よろしく御審議の上、原案のとおり御可決くださいますよう、お願い申し上げます。

○高山委員長 それでは、御質疑をお願いいたします。

石沢委員。

○石沢委員 今回、定年前再任用職員と、あと暫定再任用職員の方に対して住居手当を新たに支給するという内容の議案ですけれども、対象者の方の数と、あとそれからこれに関わっての影響額を教えてくださいませんか。

○高山委員長 畑中職員課長。

○畑中職員課長 対象者と申しますか、定年退職時に住居手当を受給していて、現在、再任用職員として働いていらっしゃる方の数ということで申し上げますと、10名ということになっております。

影響額といたしましては、こちら記載のとおり、お1人月額8,300円ということになります。

すので、10名であれば月額で8万3,000円、12か月で100万円弱というふうに試算しております。

○高山委員長 田中香澄委員。

○田中（香）委員 今、定年前から住居手当を利用されていらっしゃって、再任用になられた職員にも同じように8,300円、この手当額を支給するというので、多分、60歳までの方は8,300円だと思うんですけど、若い方との何か段階みたいなのがあるというふうに伺っているので、そのあたりをお聞きしたいのと、対象は持家あるいは賃貸というふうに認識しておりますけれども、そのあたりを確認したいと思います。

いずれにしても、ベテランの職員の方たちのそういった能力や経験の活用を図るということは大いにしていただきたいと思っているので、賛成の視点でお聞きをいたします。

○高山委員長 畑中職員課長。

○畑中職員課長 支給額につきましては、若手職員に対しての加算措置を講ずるということになっておりまして、一応、満27歳以降の最初の3月31日までの方については、加算額が1万8,700円でございます、合せて2万7,000円、27歳以降32歳までの方については、加算が9,300円ということで、合せて1万7,600円が支給されております。33歳以降の方については、基本額の8,300円ということになっております。

このたび、再任用の方に支給されることとなるということで、若い方については、一定加算の措置がされておりますけれども、高齢期職員の方の処遇改善という側面から、今回の支給が国のほうでも決まったということで、その流れを受けて、区のほうでも改正するというところでございます。

○高山委員長 ほかに。

では、なければ、各会派の態度表明をお願いします。

自由民主党さん。

○松平委員 定年前の再任用職員さんなどの方に対して、これまでと同額の8,300円の月額の住居手当が支給できるようになるという改正でございますので、何ら問題はないというふうに思います。引き続き、ベテラン職員の方の能力と経験をしっかり活用していけるよう取り組んでいただきたいと思います。

自民党、議案第78号、賛成をいたします。

○高山委員長 AGORAさん。

○上田委員 議案第78号、職員の給与に関する条例の一部を改正する条例については、本区

では令和5年から段階的に定年が延長されておりますが、定年前再任用で短時間勤務を選択されている職員さんや、令和5年以前に定年を迎えられ、再任用で働かれている暫定再任用職員さんに引き続き住居手当を支給し、文京区職員として御活躍いただくための改正と理解し、政策チームA G O R Aは賛成をいたします。

○高山委員長 公明党さん。

○田中（香）委員 公明党は、今回の条例改正につきまして、先ほど質疑させていただきましたとおり、ベテランの職員の能力また経験の活用というものは大いに図っていただきたいと思っております、その以前の8,300円の手当額を引き続き定年前の再任用の方たちにも充てていくということについては、賛成をさせていただきます。公明党、賛成です。

○高山委員長 日本共産党さん。

○石沢委員 日本共産党ですが、議案第78号ですが、これまで住居手当支給の対象とならなかった方にさらに拡大するということで、対象となる人数も10名程度増えるということを確認いたしました。

議案第78号、賛成をいたします。

○高山委員長 それでは、議案第78号の審査結果を御報告いたします。

賛成が8、反対がゼロ、よって原案を可決すべきものと決定いたしました。

続いて、議案第79号、職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例等の一部を改正する条例です。

この議案は、報告事項1「子の看護休暇等の改正等について」が関連するため、先に報告を受けた後、議案の提案説明を受け、一括して質疑を受けることとします。

それでは、報告事項1の御説明をお願いいたします。

畑中職員課長。

○畑中職員課長 それでは、資料第3号、子の看護休暇等の改正等について、御報告をいたします。

趣旨ですけれども、本件は育児休業、介護休業等の法律の改正に伴う必要な措置を行うものということでございます。

2番、改正内容でございます。

まず、(1)子の看護休暇の見直しです。

1つ目のアでございますが、休暇取得に係る子の年齢を「9歳に達する日以後の最初の3月31日まで」から「12歳に達する日以降の最初の3月31日まで」に拡大をするというもので

ございます。

このアの部分につきましては、今回の法改正におきましては、もともと小学校就学前の方を対象としていたものが、9歳までに引き上げられるというのが法改正の内容でございます。区におきましては、現行でも9歳までということになっておりますので、法律の要件は満たしておるんですけれども、区においては、それに加えて、12歳まで、今回法改正に合せて引き上げを行うというものでございます。

2点目、イでございます。休暇の取得事由の拡大ということで、こちらに記載がございしますが、具体例といたしましては、感染症に伴う学級閉鎖であるとか、お子様の入園式、入学式、卒業式等が例示として挙げられているところです。

ウでございますが、このような改正に伴いまして、名称を「子の看護休暇」から「子の看護等休暇」に変更するというものでございます。

(2)の職員の超過勤務の制限の見直しですけれども、超過勤務の制限に係るお子様の年齢を「3歳未満」から「小学校就学前まで」に拡大をするというものです。

3点目は、仕事と介護の両立のための支援措置ということで、介護離職防止のための勤務環境の整備を行うということで、条例にこの文言を書き込んでいくという内容になります。

今回の法改正に伴いまして、この勤務時間、休日、休暇等に関する条例を改正いたします。

施行期日は、令和7年4月1日を予定しております。

御説明は以上です。

○高山委員長 ありがとうございます。

続いて、議案第79号の提案理由の御説明をお願いします。

竹田総務部長。

○竹田総務部長 ただいま議題とされました議案第79号、職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例等の一部を改正する条例につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

なお、本件は、先ほど御報告いたしました、「子の介護休業等の改正等について」に関する議案となります。

改正内容につきましては、総務区民委員会資料の資料第2号を御覧ください。

本案は、育児休業、介護休業等育児または家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の一部改正に伴い、規定の整備をするため提案するものです。

主な改正内容について、新旧対照表により御説明いたします。

まず、1ページ下段、第9条の3第1項について、職員が請求した場合に超過勤務の

制限の対象とする子の範囲を「3歳に満たない子」から「小学校就学の始期に達するまでの子」に拡大する改正を行います。

次に、3ページ上段、第15条第1項第1号及び第2号について、「子の看護休暇」の名称を「子の看護等休暇」に変更する改正を行います。

次に、4ページ、第16条の4第1項について、配偶者等が介護を必要とする状況に至ったことを申し出た職員に対し、仕事と介護との両立に資するものとして規則で定める制度等に係る周知を行うとともに、介護両立支援制度等の請求、申告又は申請に係る意向を確認するための面談等の措置を講じなければならない旨を定めます。

また、第16条の4第2項について、職員が40歳に達した日の属する年度において、当該職員に対し、介護両立支援制度等に係る周知を行なければならない旨を定めます。

次に、4ページ下段から5ページ上段まで、第16条の5について、介護両立支援制度等の請求等が円滑に行われるようにするため、職員に対する介護両立支援制度等に係る研修の実施等の措置を講じなければならない旨を定めます。

最後に、本条例の施行期日については、令和7年4月1日といたします。

以上、本議案につきまして、よろしく御審議の上、原案のとおり御可決くださいますようお願い申し上げます。

○高山委員長 ありがとうございます。

それでは、御質疑をお願いいたします。

田中香澄委員。

○田中（香）委員 ありがとうございます。

国が法改正を6歳から9歳ということなのですが、文京区はもともと9歳までなっていて、今、12歳まで引き上げていただいたということで、御相談者の方がいらっしゃって、自分のお子さんが9歳になり、延長をしていただきたいというようなお話がかねてからありました。今回、条例改正されることを非常に喜んでおりまして、安心感が深まると。使う、使わないは分からないけれども、安心感が深まるというふうにおっしゃっていました。

今、課長から御説明あったとおり、看護休暇から看護休暇等ということで、理由も、看護、病気だけではなくて、学級閉鎖や入園始期、卒園式、子どもに関わるということを積極的にやりましょうというふうに応援しているように感じられて、とても大事なことだなというふうに思っています。

これまでの届出のことをちょっとお伺いしたいんですが、こういった子の看護休暇の届け

が何件ぐらいおありだったのか、12歳まで引き上げたときにどのくらいの利用を想定されているのかな、このあたりは始まってみなければ、また御本人たちが使うかどうかということです、このあたりははっきり明言できないかもしれないですけども、所管の肌感覚のようなものは教えていただきたいというふうに思います。

また、(2)に職員の超過勤務の制限の見直し、これは残業の免除というふうに捉えていいのかどうか、このあたりの見直しの部分と、それから最後、介護のところですけども、非常に介護離職を防止していくということは、庁内挙げて取り組んでいかなければいけないんだろうというふうに思っています。そういう意味では、勤務環境の整備等というふうに書いてありますけれども、どういったことを想定されているのかということのを伺いたいというふうに思います。

○高山委員長 畑中職員課長。

○畑中職員課長 子の看護休暇の取得の実績というところですけども、令和4年については249名の方、令和5年については281名の方が取得の実績があるということなんですけれども、これは1日でも1時間でも、時間単位でも取れますので、利用したことがある方の人数ということです、どのぐらいの日数利用されているかというところまでは、数字としてはもっておらないところでございます。

また、対象のお子さんの年齢についても、現状は把握しておりませんが、今回、年齢もそうなんですけれども、取得事由が拡大をされるということもございますので、7年度以降については、実績、数字としては伸びていくものというふうに考えております。

それから、超過勤務の制限の見直しというところですけども、こちらは制度として、こういう申出をすることができるということなんですけれども、この制度以前に当然、小さいお子様を養育されている方については、各所属のほうで状況を把握しておりますので、そういう方については、なるべく超過勤務ですとか負担がかからないようにという配慮は当然にしておりますので、このあたりについては、引き続き配慮に努めていきたいと考えております。

また、介護離職につきましても、今回改めて法改正があって、明文化されるということで、このあたりについても、従前から当然区としては取り組んでいることで、引き続き相談があれば丁寧に対応していくということなんですけれども、まずはこういう制度があるということについて、十分に理解が届いてない可能性もございますので、対象の方についてのこの制度についての周知ということについては、改めて取り組んでいくという予定でございます。

○高山委員長 田中香澄委員。

○田中（香）委員 ありがとうございます。詳しくは態度表明のときにお話ししたいと思えますけれども、最近、事務局の職員の方も、育児休業を取られて復帰をされてきたときに、非常にその期間頑張って子育てをやってこられたんだなというふうな、その達成感やリフレッシュができましたというすがすがしい顔を拝見できたので、そういった取組がそのような職員の生き生きとした姿に反映できるということが本当に理想的なんだろうなというふうに思っ、喜ばしく思いました。

あとは、態度表明でお話しします。

○高山委員長 海津委員。

○海津委員 私のほうからは、今回の4月1日施行の部分にかかわらずのところで、10月1日にももう一度改正が行われますので、そこに向けて、今、どのような状況かも確認させていただきたいと思えます。

障害のあるお子さん、それから医ケア児の育児をするに当たっては、通常の子育て支援よりも上乘せが求められていくわけですね。そうした中で、今回のところでは、個別の配慮ですね、意向聴取をして、配慮していきなさいということが盛り込まれて、10月にはそれを行っていかねばならない。特に、障害があるお子さんの場合には、希望するとき、それからひとり親家庭の場合で希望するときには、短時間勤務や、子の看護等休暇等の利用可能期間を延長することということも盛り込まれているところです。

文京区としても、そこは認識されて、整えていかれるところだとは思えますが、そのあたりの基本的な考え方、今、文京区、どのように検討を進めていくのか、教えてください。

あわせて、11月議会のときに、子育て部分の休暇も導入されましたけれども、そのところで、年齢制限がかかっていますが、今回のところからすると、障害児、医ケア児のところからすると、18歳までは個別に意向聴取を行って、きちっと配慮していきなさいということからすると、こちらの子育て部分の休暇というところに関しても、少なくとも18歳までを考えていく必要があると思うんですけれども、そのあたり、お伺いしたいと思います。

○高山委員長 職員課長。

○畑中職員課長 今回の育児・介護休業法の改正の中で、御指摘のとおり、4月1日施行分と10月1日施行分ということで、2段階ということになっておりますが、10月1日施行分の部分についての具体的な条例の改正ということについては、特にまだ国のほうからも話はないような状況ですけれども、この内容としては、当然取り組んでいかなければいけない内容で

あるということは認識をしております、育児期のお子さんを抱えていらっしゃる職員の方々への個別の意向確認ということについては、10月に向けて、個別にしっかり進めていきたいというふうに考えています。

それは、11月の議会のときに、その子育て部分休暇のときにもお話しさせていただきましたけれども、文京区では、これまで休暇制度について、いわゆる障害特例と言われているものは設けておりませんけれども、今後、そういう方々に対しても配慮が必要というだという法改正の趣旨もございますので、文京区においても、この育児期の方への聞き取りと併せまして、障害のあるお子様を養育されている方についての聞き取りも丁寧に行っていきまして、休暇制度についても順次見直しをしていきたいという意向でございます。

○高山委員長 海津委員。

○海津委員 ぜひ、健常児、障害がない子どもと同様の両立支援だけでは、やはりなかなか難しいところがございますので、この個別聴取に当たりまして、選択肢が増えるような形で、より丁寧に聞き取りを行っていただきたいと思いますし、配慮事項に関しまして、さらなる検討、そして研究も重ねていただいて、看護等の離職をすることがないようにお願いをしたいと思います。

最後に、確認なんですけど、個別の意向聴取をするときに、国の立てつけだと、3歳になる前というふうになっていきますけれども、文京区とすると、どこまで——本人の気持ちも、やっぱりある意味頑張って頑張って、そういう制度を使わずにやりたいんだ、普通のお子さんと同じような形でやりたいんだと思われる方もいらっしゃるかもしれない。だから、その気持ちに乗ったときということもあるかもしれないので、国は3歳になる前とか言っていますが、幅を持っていただきたいと思いますと思うんですけれども、そのあたりはどのように考えているか、最後にお聞かせください。

○高山委員長 職員課長。

○畑中職員課長 具体的な聞き取りの方法ですとか、その対象の方ということについて、今後の検討課題ということになりますけれども、いずれにしましても、しっかり丁寧な聞き取りということには努めてまいりたいと考えております。

○高山委員長 続いて、石沢委員。

○石沢委員 子の看護休暇等の改正ということなんですけれども、休暇取得の事由で、子どもの教育または保育に係る行事への参加ということで、先ほど課長さんのほうから入学式や卒園式などの事例が出されましたけれども、こうした教育や保育に係る行事というのは、それ

以外にもいろいろあると思うんですね。例えば運動会だとか、あとそれから授業参観だとか、そういうような行事というのがありますけれども、そういったことも子の看護休暇等で取得することができるのかというのを確認したいということ。

あとそれから、こちらの会計年度任用職員さんと正規職員さんでは、これは差がないのかどうかということ。

あとそれから、子の看護休暇等というのは有給ですかね、ここもちょっと確認をさせていただきたいというふうに思います。

○高山委員長 畑中職員課長。

○畑中職員課長 取得事由につきましては、運動会ですとかそういうものは対象とならないというのが今回の法のつくりなんですけれども、国のほうの説明資料によりますと、各自治体のほうでそういうものを認めるということについては、否定するものではないということなんですけれども、文京区としましては、まず法改正の趣旨を踏まえて、原則どおりの運用でやっていきたいというふうに考えております。

今回の制度改正については、会計年度任用職員も同様の取扱いというふうになっておりますので、正規職員との差というのはございません。

それから、有給無給というところについては、有給でございます。

○高山委員長 それでは、各会派の態度表明をお願いします。

日本共産党さん。

○石沢委員 議案第79号、職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例等の一部を改正する条例ですけれども、子の看護休暇をさらに取得しやすくすることでの改正ということで、日本共産党文京区議団は賛成をいたします。

○高山委員長 公明党さん。

○田中（香）委員 議案第79号ですけれども、先ほど質疑でさらに理解が深まりました。男性も女性も仕事と育児、介護の両立ができるようにするものですので、公明党は賛成いたします。

なお、職員がその休みが必要となったときに、躊躇なく休める気風や人員体制、また個別の聞き取りということがありましたけれども、障害児をお持ちの方への聞き取りも含めて、配慮していく、そういった取組は今後も引き続きお願いしたいのと、介護に当たっている職員も離職ないように進めていただきたいというふうに思いますので、公明党、賛成です。

○高山委員長 AGORAさん。

○上田委員 育児・介護休業法は、男女とも仕事と育児、介護を両立できるように、育児期の柔軟な働き方を実現するための措置の拡充や、介護離職防止のための雇用環境整備、個別周知、意向確認の義務化などを盛り込んで改正され、令和7年4月1日から段階的に施行されます。それに合わせ、区としても、残業免除の対象を小学校就学前の子を養育する者まで拡大すること。休暇の取得事由を拡充し、子の看護等休暇として学級閉鎖や卒入園学式等も含めること。介護に直面したことを申し出た職員に対し、個別の介護両立支援制度等を周知し、請求等の意向確認を行うこと。介護に直面する前の早い段階での情報提供。介護両立支援制度等の請求等が円滑に行われるようにするため、職員に対する介護両立支援制度等に関する研修を行うこと等々、法改正に伴う規定の整備、追加を行うものと理解し、政策チームA G O R Aは、議案第79号、職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例等の一部を改正する条例に賛成いたします。

なお、個別の意向聴取と同時に、保護者が休み等を取らずに済むように、地域資源の拡充もお願いしたいと思います。

以上です。

○高山委員長 ありがとうございました。

続いて、自由民主党さん。

○山田委員 自民党は、平成3年に育児休業法が制定されてから、33年になります。全国で見ると、令和5年度では、男性の取得率が30.1%、女性が84.1%という数字が挙げられています。

一方、文京区で見ると、先日の総務区民委員会で男女平等参画推進の御報告がありまして、ちょうどそこに出ていた数字を見ると、同じ令和5年度で育児休業の取得率が文京区男性77.8%、女性が100%という数字が出ています。これは大変に、やはり職場の職員の皆さんの積極的なサポートの表れであるというふうに思っております。

今回も、また子の看護休暇の見直しというところの「休暇取得に関わる子の年齢を」というところですが、法ではたしか6歳までを9歳にしているけれども、文京区においては、9歳までだったところを今度12歳まで引き上げるという、またそこもすばらしい拡大になってきているんだということが分かりました。

今後、やはり少子高齢化が進んでいく中で、育児や介護に関わる労働者の人たちの離職の防止にすることや、あとまた柔軟な働き方というのを実現していくためにも、やはりこういった措置の拡充・拡大というのは大切だというふうに思っております。

自民党、議案第79号、賛成です。

○高山委員長 それでは、議案第79号の審査結果を御報告申し上げます。

賛成が8、反対がゼロ、よって原案を可決すべきものと決定いたします。

○高山委員長 続いて、その他です。

本会議での委員会報告について。

文案の作成については、委員長に御一任願いたいのですが、よろしいでしょうか。

（「はい」と言う人あり）

○高山委員長 委員会記録についてです。

委員会記録についても、委員長に御一任いただきたいのですが、よろしいでしょうか。

（「はい」と言う人あり）

○高山委員長 以上で、総務区民委員会を閉会いたします。

なお、本会議での委員会報告の文案確認を行いますので、各委員は第二委員会室に御移動をお願いいたします。

午後 3時02分 閉会